# 八世紀におけるライン繊維工業の展開と

# 『営業の自由』の前提条件 ⑴

ま

ż

お

川 本 和

良

```
Ι
                                         I
                                                    Ι
                                                                      小商品生産者層の成立と『営業の自由』。
                            あたらしい問屋制の形成と『営業の自由!
                                                             ヴッパー
                                                                                  一八世紀における農民層分解の地域的類型。
                   ライエン家とクレ
7
                                         =
1
                                                    ヴ
                                                   ッパー
          イプラー
                                        ダー・ラインにおけるマニュファクチ
υ;
                                                              ター
                                                    ・ター
        家とモンシャウ毛織物業。
                                                            ルとニーダー・ラインにおけるマニ
                                                 ルにおける繊維工業の展開
                   フェ
                    ル
                  ト絹織物業。
                                                  とマ
                                      アの形成と『営業の自由』
                                                                      以上前号一
                                                            ーュファ
                                                   2
                                                  ファ
                                                   ク
                                                             ク
                                                             チ
                                                  チ
                                                  ノユア
                                                           ュアの形成と
                                                 の形成。
                                                           営業の自
```

曲。

八世紀、 ライン地方においては、一般的に小商品生産者層の成立をみ、これが中世都市のツン フト 規制を堀

 $\equiv$ 

ヴ

ニッ

ュパ

1

ルとニ

1

ダー・ラインにおける

7

ファ

クタ

チール

アの形成と『営業の自由

者層が両極分解をとげマニュファクチュアの形成がみられるヴッ く農村工業の 生産諸条件の相違ゆえに、 り崩す原因となり、 展開 がを前 『営業の自由』の前提条件を創出しつつあった。ところで、小商品生産者層の一般的成立は、 ·提としながら、そこに二つの質的に異った分解を生じるのを認める。 競争を通じてかれらの分解を生起する。一八世紀ライン繊維工業においても、 パ I • タ | ル と ニ ー ダー・ ライ 一つは、 ンの 小商 麻 綿 品 ひとし 交織 生産

従来のライン史研究をかえりみるとき、 家族史等の 研究は、 一八世紀をライン経済興隆期と特徴づける説、 10 ずれも問屋制度→工場制度の発展序列を措定し、 またはその 問屋

織物業とモ

ンシャ

ウ毛織物業のばあいである。

業のばあいであり、

いま一つは、商人が小商品生産者を把握して、

あたらしい問屋制を形成した

ク

v

フェ

ŀ

裏

たらし づけのために利用される工業史、 制度に経済発展 ・タールとニー の形成について考察し、 0 ダ・ 推進力を求め、 ・ラインにおけるマニュファクチュアの形成、 7 = 両者の市場構造と『営業の自由』にたいしてもった意義を検討 ファ ク チュ ア検出の視点をまったく欠いてい ならびにクレフェル V~ た(1) ۲,۰ わ れわれ モ・ . シ・ は、 +, ウ・ ć, ヴ・ ッ・

(1) trieller Betrieb)→工場経営(Fabrikbetrieb)という発展序列を措定し、アーヘン毛織物業、クレフェルト ĺ )ている (V. Bredt, a. a. O. S. 1~9.)。 さらに、M・バルクハウゼンは、ライン経済與隆度または家内工業 (Verlag od. Hausindustrie)→工場個度 (Fabrik) の発展序列を措定し、 ・ライン綿織物業がそれぞれに照応すると述べ(A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 1~3.)、 「家内工業がつねに支配的な生産形態である。 紡織業の発展を考察するにさいして、家内仕事(Hausfleiß)→貸仕事(Lohnwerk)→価格仕事 ーンは、 ライン工業の研究にさいして、 手工業経営 (Handwerkmässiger Betrieb)→家内工業経営 (Hausindus-数世紀の進歩は、 商人または問屋 ライン経済與隆の基礎をつぎのように説明 が生 産の決定的な切断面を把握 この基準にもとずいて叙述 また、 V・ブレットは、バ (Preiswerk) →問 絹織物業、ニー

八

八世紀に

おけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』

の前提条件は

(川本)

∄i. =:

(九四三)

A٠ . ኑ,

ウ、

命

業のシステムが、これが工場主になった  $167 \sim 168.)^{\circ}$ . 営業の自由と結へったことにあり、. そうして興隆を容易ならしめた」(傍点―引用者)と(M. Barkhausen, Der Aufstieg usw.かれら自身が生産物の販売を引受けたので、逆に熟練した営業者が興隆した。……家内工かれら自身が生産物の販売を引受けたので、逆に熟練した営業者が興隆した。……家内工

検討することにより果されねばならない。 このように、従来のライン史研究は一致して問屋制度に経済発展の推進力を求めている。 の検出は非常に困難な作業となる。そこで、 この作業は、 それら叙述のうちで問屋制度の枠からはみで したがって、 たも 7 = のを注意深 ュ フ 7 ク チ

Köllmann, a. a. O. S. いうマニュファクチュアないし工場制大工業 なお、それら叙述のなかで、 「『マニュファクチュア』それ自身は帳場と倉庫からなっており、 15.) との叙述から明らかなように、 しばしば『マニュファクチュアと工場』 〔=産業資本〕とは異った内容をもつばあいが多いことに注意 商業資本を指しているばあいが多いからである。 という用語がでてくるが、 製 造所はなお完全に欠除して この用 語 は L い た なけ わ れ

### Ι ヴ " ۶, 1 • タ 1 ルにおけるマ = л. ファ ク チ -ア Ó 形成

ヴ 「業から分出した。 ッ パ 1 リメ 1 ルに 一おける最初の繊維工業は撚糸漂白業であり、 八世紀後半に繁栄する多様な紡織業はこの

V. Bredt, a. a. O. s. 44. Die Stadt Elberfeld. s. 117. s. 137. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. s.

(1)

培が ン あ を必要とするようになった。 ラ b (1)ン 不 漂白場への水の供給が容易である。 ŀ ñŢ 撚糸漂白業 能 2 -であっ から購入し、 たので、 五世紀中葉、 漂白後、 麻撚糸はビー ヴッパーの ۴, イッ諸邦、 分割相続による土地細分化と人口増大により、 水はカルクを豊かに含み、 V フェ この自然条件を利用して麻撚糸漂白業が興ってきた。ここでは亜麻栽 1 ル ギ 1 ・リス、 Ł ル フランス、とりわけ一六世紀にはオランダに販売され デ ス ハイム、 漂白に適している。 " セ ン . ヴ カ ッ ッ くわえて、 パ セ ル 1 鸰 . タ 0 1 l a 多くの わゆ ル 農民は副業 る 細 ガ 流 ル が

ung") が結成され ル らす期間は毎年三月一五日から五月一三日まで、 デンの支払い、 nem, properem geld, gut und glauben") をもつ者で、 白業と精紡業の独占、 ら 選出される各二名の撚糸親方が管区の官吏の認可をえて行った。 か 六世 らの追放、 紀初頭、 ii)各人年一、〇〇〇 裍 以上の営業用撚糸の漂白と、 以上である。 漂白麻撚糸の国際的な過剰生産が生じたため、 た。 ii加入条件は、外国商人の支配を防ぐため、「自己の適当な貨幣額、 その主な内容は、 運営は、 毎年聖マ (jベルク公ヨハン三世に八六一金グルデンを支払らい、 ル 乾燥期間は聖霊降誕祭後の四週間、 ガ V 1 ・テの日 土着の者は半金グルデンの加入金、 (七月一三日) 五二七年に撚糸漂白ツンフト 一台以上の紡車所有の禁止、 にエ ル (v)違反者はヴッパ バ 1 フェ 土地と信用」("eige 流入者は四金グル ル ベルク内での漂 ŀ ("Garnnahr (iv) 撚糸を濡 ル 1 メン タ 3

護により営業を独占していることから、 れとは異った特徴をもっている。 ルク公との取引により特権が与えられた。したがって、 ちじるしく弛かったといえよう。 で手工業が発展したのにたいし、ここでは、さきに漂白業が発展し、その基礎のうえでヴ る。 このことから明白なように、 つぎに、 ン フ ŀ 内部での親方→職人→徒弟という階層関係を欠いていた。 燃糸漂白ッンフトはライン中世都市ツンフト制度の影響をうけているにせよ、 ま, その本質は中世都市ツンフトと軌を一にしながらも、 ツ シ フト 発生の径路が、 ツ・フト・ +のもつ政治的、 世 都 市のばあい、 または軍事的意義を欠除 したがっ 最初に特権が与えられ、 て、 この組織と規制は 封建的 l タ ール人と 力 Ó っ

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件日 はじ め 麻撚糸を現金で購入し、 車に積んでヴッパ 1 タ (川本) ールに運び、 漂白撚糸を長期の信用で (九四五)

0. った。さて、一八世紀におけるあらたな発展は、世紀の交にその内部で問屋制支配を確立した撚糸漂白。 あった。 た。 支配を確立した商 に八○ツェントナーまでの漂白を許したが、 断するとともに金融業者をも兼ねてゆき、® 売する商人兼生産者であり、 一二五ツェントナ が崩壊過程と表裏をなしている。 しかし、その後の発展において、 一六〇八年の撚糸令では、 ーまで**、** 人層は、 後者にはその二倍以上に当る三〇〇ツェントナーを許可している。 農業を放棄してエルバーフェ すでに商人と生産者の分離が現われはじめていたにせよ、 あらたに梱単位にかわりツェントナー単位を採用し、 一七世紀末にほぼ問屋制支配を確立した。その指標は一六九八年の撚 部漂白業者が商人に上昇 九八年の撚糸令では、 ルトに集まり、 賃銀漂白業者と商人を明確に分離し、 転化し、 帳場を設置して商業に専念するように 他の者を原料と販売市場か なお、 このように問 すべての漂白業者 その分離は 前者に

設備 脹にともない従来の規制はつぎつぎと撤廃された。まず、四二年に、二八年三月の撚糸令で禁止された粗製炭酸 加里と石灰水の使用が許可され、 退するとともにヴッパ ・から一七七四年の四、○○○ツェントナーへ、九○年には六、○○○ツェントナーに上昇している。 へ の ついに六四年九月二二日に生産制限が廃止されるとともに、品質、 自由な軌道が要求されてきたため、 ル ところで、 べ 1 ・タール漂白業はいちじるしく膨脹した。漂白量は一六九〇年の二、四〇〇 ル重商主義政策の結果、 諸制限 技術規制が除去された。 微焼の べ 原因についてA・トゥ ル クでの漂白独占を除き、 漂白撚糸にたいするフランス市場が開け、 漂白量制限も、 ーンは、商人の資本力増大にともない、 水の利用等についてのすべての規制が全 資本主義のための全制限が廃止された 二年、 四二年に高められたが実効 オランダの影響が後 ッ 漂白業膨 ント 資本 ナ

限撤廃 の主導力を商人層のうちに求めている。 この見解の当らないことは撚糸漂白ッンフト . の崩

過程を辿るとき明白となる。

により解体をみたと述べている。この過程を、 白業者のマ 年二月七日のツンフトと営業特権についての 『ヴッパー・ ル クヘ タール商工会議所史』は、 の流出に求め、 (ii) エ ルバ () 撚糸漂白ツンフト崩壊の最初の動機を諸制限撤廃と雁行して生じた漂 ーフェ ナポレ ドイツのこれまでの研究が叙述するように、互に連関のない現象 ルトとバルメンの争いにより古い独占権が崩壊し、jij一八一〇 オ ン勅令 (Edikt über Zünfte und gewerbliche Privilegien)

隆 した。 騰したのにたいし、 製炭酸加里、 一六一四年にプロイセン領となったマルクでは、 こしたことにある。 その原因は、 石灰等の漂白原料と生活費が低廉であったため、 ルクでフリードリッヒ大王が漂白業者優遇策をとり、くわえて漂白地が豊富に ヴ ッ パ どのような層が流出したのであろうか。 1 • タールでの漂白業繁栄が周辺農村からの人口流入を惹起し、 一八世紀後半シュ 多くの漂白業者がヴッパ ヴ 工 ル ムを中心に漂白業がいちじるしく l • タ 地価、 1 ル かゝ に存在し、 ò 生活費が高 ル クに

流出、

では、

人に

I

糸を自ら販売する生産者兼商人であったと伝えられる。こうした指摘から、一八世紀に内部市場を蓄積基盤とし 上昇していったといわれる。また、八五年に選帝侯カール 白撚糸をあらゆる種 ヴ タール漂白業繁栄にともない、従来の賃銀漂白業者が自己の撚糸を漂白して販売する独立の商 三類の織物に加工する紡織業があまた存在し、 ・テオド 漂白業者はほとんど原料を自ら購入し、 1 ル が 工 ルバ 1 ・フェ ル トを訪問

て賃銀漂白業者が独立漂白業者に上昇したことが推定される。

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件台

几上 (九四七)

(川本)

くつか 1 の釜での処理、 独立漂白業者経営のなかからマニュファクチュアが生じた。漂白工程は湯の温度と化学薬品量の異ったい · ・ タ ファ ールでは一○○人の賃銀漂白業者が六○○人の手伝いを雇っていた。 クチュアが支配的であったことを物語るものといってよいであろう。 ならびに芝生のうえでの撚糸の乾燥と湿潤の交互作業という二工程を含み、六七年三月になりである。 との平均六人という雇傭

という現象の根底に、 情を述べている。 きよう。 漂白業者が生じてきた。 形 ル るしく高騰した。七三年におけるマルクとベルクのツェントナー当り加工質は第八表の如くである。 フ・ 成により、 メン漂白業者は、商人が加工賃低廉のためマルクで漂白の下請けをさせ、漂白燃糸の密取引がたえないとの苦 ァ. ク、 チ・ ともあれ、 ュアの形成が商人支配 従来の高利得を確保できなくなった商人と、 クチュ 他方、 撚 糸 漂 アの出現は、一方で問屋商人に打撃を与えた。人口流入にもかかわらず漂白 ヴッパー・タ したがって、マルクに流出した層として、質銀漂白業者の上昇とマ マニュ ファク |を震憾させつつあったという内的契機の横わっていたことに注目し、、、、、 ノールに チュ . おける賃銀漂白業者の独立漂白業者への上昇と、その分解による アの形成とともに、地価、 漂白業者の分解により下降した部分をあげることが 生活費の高騰のためいちじるしく困窮した マ・ル・ ファ 加工賃はい こなけ クへの 同じ年にバ ク チュ ればな 流 ちじ

TI. アとの ルバ T フェ ル バ 13 1 である。 ルトとバルメンの争いは、 フ n ル 作点は、 トが現状維持を主張したことにあった。バルメン漂白業者による、 バル メンが漂白特権の廃止、 問屋商人とその支配を下から堀り崩しつつ上昇してきたマ すなわちベルクでの漂白業の Ĥ J. ル 由を要求したのに 1 . = フ x ファ ル ۲ 商

b

1

燃 糸 の 種 類		ツェントナー当り	漂白加工賃(Rtl	
が、から住場		ベルク	マルク	
ブラウンシュヴァイク撚糸	I	7	5	
//	I	5 <del>5</del>	5	
"	I	. 7	5	
ヘッセン撚糸		7 3/5	$5\frac{3}{5}$	
モルト燃糸	I	7 3/5	5 <del>3</del> 5	
"	I	7 2/5	5 ½	
//	I	7 2/5	5 <del>2</del> 5	

権

の廃止を提案した。

っ

持を主張する利子生活者に帰せられる、 高騰したことにあり、 権が与えられているため、 らべきことであるが、その原因は、 ぎのような要旨の報告をしている。 K 人 デュ Η 0 7 ャ n ル コビ ク漂白撚糸密取引にたいする取締り請願にたいし、 セ ル ۴ (Hofkammerrat Friedrich Heinrich Jacobi) ルフ政府から工業調査を命じられた御料局顧問官F その責任は、 漂白地が不足し、 ヴッパ 漂白業者のマルクへの流出は憂 家賃と地代を高めるため現状維 と。そして、 ! • 地価、 ター 家賃 ル に撚糸漂白特 かれは漂白 生活費が 七三年 っ

たため、 た、 価 は蓄積した富を土地に投じ、 したがって、 賃銀漂白業者が古くから相続している土地を手離そうとしなか バ 家賃の高騰から利益をえる商人層が立ってい ル 遅々とした進展を示したとはいえ、 メ ンが漂白特権廃止を主張したのは、 現状維持を主張するエ 漸次その保有を拡大したとい ルバ 1 ・フェ 工 ルバ その背後に地 ル ŀ たといえよう。 の背後には、 1 フェ ゎ ルト 価 れ るso 商 0

· --ファ クチュアが立っていたからであろう。

(九四九)

开. 九

ルメンがその後再三にわたり漂白業の自

由

を主張

ま 地

の前提条件口

(川本)

もとより、 政府もついに、八二年四月一三日にロンスドルフ市参事会の請願を入れ、ここでの漂白を許可した。 ルバーフェルト商人層はロンスドルフに独立漂白業者の簇生するのを好まず、 激しい妨害を行い、

政府もユダヤ人の流入を好まなかったため、結局ロンスドルフ漂白権存廃の決定をヴッパー・タールに委ねた。 ルバー フェルトの会議では、全特権廃止を主張するバルメンと、現状を維持しようとするエルバーフェ ルトが

激しく対立したが、七月一三日の投票でエルバーフェルトが勝利を占め、古い状態に復帰することとなった。 かし、バルメンはその後も要求を繰り返し、係争が長くつづき、 燃糸漂白ツンフトは事実上崩壊した。 <sup>88</sup>

以上のことから、一八世紀に、漂白業の膨脹とともに撚糸漂白ツンフトを事実上の崩壊に導いたのは、 **べ、** ル・

ニュファクチュアこそ営業の自

山,

の担い手であったといえよう。

ンにおけるマニュファクチュアの形成であり、マ

白業から紡織業へと移行していた。 漂白は麻撚糸から綿糸へと漸次移行し、 その蓄積基盤をなしたのは、ヴッパー・タールにおける紡織業の多様な発展であった。一八世紀後半 これらを使用する紡織業がいちじるしく興隆し、工業の重点は漂

- (1)Geschichte der Industrie und des Handels von Elberfeld und Barmen 1400 bis 1800. 1957. S. 20.)° ヴッパ た名称が残っており、かっての大農地が分割されたことを物語っている (Water Dietz, Die Wuppertaler Garnnahrung I ールの農地には、"obercr Brögel, unterer Brögel", "oberer Cleff, unterer Cleff, Vogels Cleff" とい
- (2)Sohn. S.  $9 \sim 10$ . A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 164. V.Bredt, a. a. O. S. 14. Die Stadt Elberfeld. S. 132. Hundertjahre Vorwerk & W. Dietz, a. a. O. S. 12. W. Köllmann, a. a. O. S.
- (3) Thun, a. a. O. Theil II. S. 166. V. Bredt, a. 11. W. Dietz, a. a. O. S. 11. W. Köllmann, a. a. O. <u>ب</u> 0. s.  $14 \sim 15$ . Die Stadt ß . ယ Elberferd, S. 132.
- (4) W. Köllmann, a. a. O. S. 3. なお、この点は資料が存在しないため推定の域をでていない。 W デ 1 l ッ は 推 定の理

曲

- が、 として、一六世紀初頭ヴッパー ・ タールと緊密な関係にあったニーダー ・ ラントのブリュッセル、ガン等で撚糸ツンフト またハー レムで漂白ツンフトがいずれも生産制限を目的として結成されたことをあげている (W. Dictz, a. a. 0
- A. Thun, a. a. O. Theil II. ß  $164 \sim 165$ . V. Bredt, a. a. 0 s.  $15 \sim 17$ . Die Stadt Elberfeld. S. 115. ¥. Dietz,
- ルフ等の経済都市の三類型にわけている(B. Kuske, Die rhinischen Städte. S. 51~58.)。フ、エッセン等の政治的都市、ならびに一七世紀以降の工業発展から抬頭したエルバーフェルト、フ、エッセン等の政治的都市、ならびに一七世紀以降の工業発展から抬頭したエルバーフェルト、 V. Bredt, a. a. O. S.  $17 \sim 18$ . .の小領邦形成にさいし、ランデスヘルの居住地から発展したマインツ、トリエル、 マ時代の要塞地から発展したヴィッパー なお、 B・クスケは、 フュルト、クヮンテン、ラインベルク、レンネップ等 ライン地方の都市を、 、、レンネップ等の軍事的都市、その発生の経路を基準として、 ケルン、 クレーフェ、 ノイヴィ l デュッ ř, 一二世紀以 主としてロ ロンスド
- の分離を強調するのにたいし(A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 169~170.)、 後者は、一七世紀初頭に同一人が一部は賃銀解の相違がある。前者が、撚糸漂白ッンフトは商人層の組織であり、賃銀漂白業者はツンフトから除外されたと、商工機能、 0 で、一部は自己の計算で漂白している事実(第九表参照)、ならびに撚糸令の管区長にたいする宣誓義務の条項に、 V. Bredt, a. a. O. S. 15. W. Köllmann, a. a. O. S. 3. この点にかんして、A・トゥーンとV・ブレッ 5白業者の社会的地位は平等であったと分離の微弱を主張している(V. Brodt. a. a. O. S. 22~23.)。5白業者と雇農と下女があげられているのみで、賃銀漂白業者について触れられていないこと、の二点をあげ、 ト のあいだに 商工機: 商人と賃 すべて

能、見

- (8)は、 0 ための漂白量が四、〇七二パツェントナーに達し、 一六〇六年の撚糸親方巡回記録によると 直接的生産者の問屋商人とその支配下にたつ漂白業者とへのいわゆる『逆分解』の様相が窺える。 なお自己漂白と他人漂白を兼ねた層が支配的であることから、 (第九表)、 前者の約四倍に当っている。 自己計算での漂白量一、○六五욁ツェントナーにたいし、 分解途上にあったといえよう (V. Bredt, a. a. この表から問屋商人の数は不明である しかし、 他人計算
- 差異が生じたという (V. Bredt, V. Bredt, a. a. O. Ś 25. Die Stadt Elberfeld. a. a. 0 Š 25.) Ś 134. ・なお、 梱単位では撚糸の種類によって二○○~四○○ポンド

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』

の前提条件は

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

<del>二</del>

- (10) W. Köllmann, a. a. O. S. 17. V. Bredt, a. a. O. S. 14. Die Stadt Elberfeld. S. 134. W. Dietz, a. a. O. Ś 20.
- A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 168. Die Stadt Elberfeld. S. s 136. ×
- Köllmenn, a. a. O. S. 6. A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S.
- A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 169. V. Bredt, a. a. O. S. 27. Die Stadt Elberfeld.
- A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171. V. Bredt, a. a. O. S. 28 12. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 27. なお、註図参照。
- Industrie-und Handelskammer Wuppertal, S. 13 A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171

(15)

- ルト商人は漂白下請けの大部分をバルメンからマルクに移行させたといわれる(A マルク漂白業の数は、四○年の二から八二年には四五に達し、八○年代にエルバーフ
- その息子、雇農にたいする兵役免除、②ヴェストファーレン、ハンノーフェルからヴッ パー・タールに輸入される撚糸に通過税を課し、その収益の半分をマルク漂白業者に分 Thun, a. a. O. Theil II. S. 171~172.)° フリードリッヒ大王による漂白業者優遇策の内容はつぎのようである。⑴漂白業者と A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171. W. Köllmann, a. a. O. S. (3)漂白のためマルクに輸入される撚糸にたいする関税免除 (A. Thun, a.

(21)

Die Stadt Elberfeld. S. 117

V. Bredt, a. a. O. s. 29

Theil II. S. 172. V. Bredt, a. a. O. S. 30.)°

された。煮沸された撚糸は水洗・冷却されたのち芝生に並べ、乾燥と湿潤の交互作業が

第一工程では最初灰汁を用いたが、のちには低廉で早く仕上がる粗製炭酸加里が使用

	独立漂白業者				限源白業者 両者を兼ねた者		ーーーー わた者	
場	所		ツェントナー		1		自己漂白量	他人漂白量
バル	メン	3	136	18	7491/4	56	6651/2	2,09134
エルバー	フェルト	2	28	11	490	20	236 ¼	751½
合	āŀ	5	164	29	1,229 ¼	76	90134	2,843 1/4

降り注いだ(Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 11. W. Dietz, a. a. O, S. 44.)。なお、技術過程の詳細については、Vgl 雇農が下半分の彎曲した筒状の長柄の水搔き ("Geute") で水を空中高く投げあげ、芝生のうえに拡げた撚糸に雨のように 加えられた。このため、ヴッパーの水を汲水車で漂白溝に導き、溝に三〇~三五メートル間隔で板張りの溜桝を設け、漂白

V. Bredt, a. a. O. S.  $41\sim42$ . W. Dietz, a. a. O. S.  $40\sim47$ .

A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171.

上により、マニュファクチュアが製品の過半数を供給していたと推定されうるからである(大塚久雄 「近代欧洲経済史序説」、 検出すればよい。というのは、実際には雇傭労働力をもたない経営が大多数を占めているので、分業による労働生産性の向 マニュファクチュアが支配的であることを実証するためには、平均雇傭労働者数が三~四人以上であることを史実として

上ノ二、頁三二七~三三〇。同「マニュファクチュアの検出」、『理論と統計』有沢教授還歴記念論文集(1)所収。

欧洲経

V. Bredt, a. a. O. S. 31

済史』、頁一三七)。

Ibid. S 30.

A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171

(28)V. Bredt, a. a. O. S. 31. 184. W. Köllmann, a. a. 0 ķ

A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 171. V. Bredt, a. a. O. S. 21. S. 28~29 Ibid. S. 32~34. M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S.

(31) Ibid. S. 34 V. Bredt, a. a. O. S. 36

Ibid. S. 36~37

Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S. 13. [漂白業の娘である紡織業が古い漂白業を完全に後退させるほどの Die Stadt Elberfeld. S. . 132.

規模になった」(V. Bredt, a. a. O. S. 41.)。

# (2)紡織業 ヴッパー・タールでは一八世紀に土着産業のもっとも多様な発展をみたが、その主軸は紡織業に

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件日(川本)

一六三 (九五三)

六四

(九五四)

立命館経済学

(第九巻・第六号)

に従属していた。 れなくなり、 撚糸漂白ツンフト に実効を失った。 速に普及したが、 権は賦与されず、 撚糸漂白ツンフト結成当時、 一七世紀末、 漂白業者の加工下請けをしていた。 このように、一七世紀に麻織物業は漸次拡大したが、なお漂白業が優越し、 は製造を禁止している。 オランダより製造を停止しなければ漂白撚糸を購入しないとの強い抗議にあい、一六一一年に 一七世紀における農民層と繊維工業との関係は、 コルベール政策によりフランス市場が開け、 バルメンで麻リボン その後広巾麻布生産が行なわれるようになるにつれ、 ("Lint") 生産が行われていた。 一七世紀初頭、 ほぼ農民が商人に、小屋住農が賃銀漂白業者 寝台被布("Tieken")生産が伝わり、 オランダとの関係が後退するに及び完全 一五二七年の規定では特 燃糸漂白ツンフ この協定は守ら

ていたという。 セ フ ともない、 白の碁盤縞麻織物 六日に麻織工 ル ŀ ル麻織工はエ ۴ 0 八世紀とともにあらたな発展が始まる。 あらゆる特徴を具備してい ル フ 政府が布告を発し、 工 ルバ ルバ 一ツンフトを結成した。 1 (Bonton od. 1 フェ ・フェ ル 下商人は加工賃の安いマルクで織らせるようになった。これにたいし、 ルトに ヴ Doppelstein) しカト ッ る。(7) ۶, ーリッ とのツンフトは親方→職人→徒弟の階層関係を含み、外見的には Ì その目的は、 • ク教会が設立されるのを利用し、二ターラーを寄附して三八年 タール商人にマルクで織らせることを禁止するに及んで、 世紀の初頭、 の輸出が延び、 マ ルクの競争を排除することにあり、一〇月二七日 インドとアメリカの住民および奴隷の衣服として青と 麻織物業が繁栄にむかった。 こうした需要増加 ヴッパ その目的が 中 -世ツン -- \ )月

達せられた。では、このツンフトはその後の発展にたいしどのような意義をもっていたであろうか。®

親方と職人のあいだで討議が行われている。 織工は非常な打撃を蒙ったという。 て親方間で職人争奪戦が演じられるまでになった。職人は親方の商人からえる加工賃の半分を分配され、 不十分なままで親方への昇進を要求し、単独親方(Einzelmeister)を自称したので、五四年、 の他の準備工程費用を負担するという不利な義務を負わされていた。そこで、親方になるために必要な支払金 ツンフト結成以後、密取引をめぐり国境で血なまぐさい事件があとを断たなかったにせよ、 これにたいし、 ヴッパー・タール麻織物業は繁栄に向い、 五六年、 職人層不足 シュヴ ル ム の麻

は親方所有織機台数が最高五台に制限されているので、家族協業を含めて二○名ないし、 が生じたという。そのさい、 のあったことは明白である。 親方層については、一八世紀初頭、糸巻き、 飛織物生産には準備工程を含めて織機一台につき四名を必要とし、 は 整経等の準備工程を同じ場所で行う相当な規模の仕事場をもつ者 それを凌駕する仕事場 四二年の規制で

じた。このことは、 とを示すとともに、 以上のように、 一八世紀前半、 他方において、商人支配が下から堀り崩されつつあったことを物語っている。 一方において、 職人層の親方への上昇と親方のなかからマニュ ツンフト規制が単なる空文に留まり、 なんらの実質的効果をもたなかったこ ファクチュア経営を営む者が生 四〇年代に商

多くの者がマルクに流出した。このことは、 織工の加工賃が高いため苦境に陥っている旨を述べ、世紀の後半、 人層はデュッ セルド ルフ政府への共同請願において、 以前には原料と完成品市場から直接的生産者を遮断して全剰余を収 マルクで織らせることの禁止により、 フリードリッヒ大王の保護政策と相まって、 ヴッパ ル麻

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件日(川本)

商人支配を下から堀り崩すためにとった手段であり、その実質はなにもなかったといえよう。麻織工の商人支配 たことを意味する。 奪していた商人が かい 世紀の後半、 麻織工ツンフト結成は、市場の拡大とともに富を蓄積した麻織工が、マ 直接的 生産者の経済力上昇により、 多様な紡織業の展開する基盤となった。 その利得を産業利潤の一分肢へと押し下げられ ル・ クの競争を排除し、 つつあ

て 陥  $\mathbf{K}$ つ 綿糸をここから購入していたという。紡績工程は紡車による老人、子供でも行いうる単純労働であった。したがぽ 有すれば二四~三六人を必要とすることから、 1 糸は最初ほとんどイギリスから購入していたが、 素材が麻から綿に移行し、 リボン、レース(Posamment od. Besatz)製造が繁栄の中心となった。 ・フュ 六七年三月二六日に撚糸漂白ツンフトの行なった調査結果は第一○表の通りである。 つ ル ラコ くわえて、 ۲, が流入し、下層民の衣料としての麻織物を完全に駆逐するとともに、麻・綿交織業も非常な苦境に I ヴ ェ ル タ 紡織業膨脹にともない労賃が高騰したため、多くの織工が労賃の安い左岸に流出し、 I メ ル麻・綿交織業経営の スキルヘン、 従来の碁盤縞麻織物にかわって麻 ・ 綿交織織物(Siamosen)生産が起ってきた。 シュタインバッハ地方で紡績に従事する七、二四四人が見出され、 なかに準備工程を含んだものが存在し、 マニュ 漸次ライン地方でも紡がれるようになり、九二年にはヴィ ファ クチュアの存在が明白である。 しかも、 世紀の中葉以降、 しかし、 織機二~三台を所 七〇年代に英 大部分の 衣料の か ッ 綿 パ

や子供により褥のうえで靴紐に編まれ、 をもたなかっ ボンは古くから生産されていたが、 一八世紀前半にリボン織工 ("Lintwirker") た<sub>2</sub>2 これは麻織工より経済力が劣り、 需要も小さく、 商人支配のもとにあったことを示している。 麻織物業繁栄につれ、 多くのリボン織工が麻織工に転じ は麻織工と異なり、 麻リボ は 組織

ĵ	第一〇詞	長 17	67年3月26	日に撚糸漂白ッンフトの行っ	った調査
緞	物の種	類	織機台数	各織機当り必要とされる 織 工,糸巻工,紡糸工	総人数
麻·	綿交織	織物	1,500	12人	18,000人
麻	織	物	2,000	4 人	8,000人
IJ	ボ	ン	2,000	3 人	6,000人

とは許されないであろう。

るとき、マニュファクチュアの形成は確実とみられ、本来的家内工業として片づけると

たといわれる。

麻織工の上昇により商人支配が下から堀り崩されつつあった事情、 工業であり、商人支配のもとにあったと述べている。しかし、世紀の前半、漂白業者と 台につき三名を必要としたこと、『民富』形成により内部市場が開かれたことを考慮す の技術的進歩が一八六〇年代の機械導入までみるべきものがなく、準備工程を含めて一の技術的進歩が一八六〇年代の機械導入までみるべきものがなく、準備工程を含めて一 て広い販路を獲得した。リボン製造業の経営形態について、V・ブレットは本来的家内 世紀の後半に麻、綿、絹リボンが、ついで、七〇年代以降レースが低廉な大衆品とし リボン織機(Getau)

Bockmühl) が編機を発明した。それは五二の操作("Gang") を組合わせ、撚糸が一本 もの(Spitzen)にわかれる。世紀の中葉、J・H・ボックミュール(Johann Heinrich でも切れるとたちまち作業を停止する精巧なもので、七〇年代より一部水力で動かされ レースの種類は、製造方法を基準とすれば、編んだもの(Litzen)と織布に加工した

のため、二人の監視労働を必要とした。これに準備工程での必要人員を加えると、少くとも一台に五人は必要でのため、二人の監視労働を必要とした。 必要としたので、成年男子の労働となった。そして、切れた撚糸の修理と糸巻とりかえ たが、大部分は編工("Riemendreher")により足で運転され、そのさいかなりの力を

|八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件臼(川本)

一六七 (九五七)

るが、 七〇年にェ 異なる所は一つのローラーをもち、 ン ゲ jν ス兄弟が レース織機("Riementisch")を導入した。レース織機はリボ それから半インチほど突出した鋭いピンが模様をつけてい ン織機と類似してい ったことで

ここでの必要人員はリボン緞機のばあいと同数か、 またはそれ以上であったと思われる。

と思われるからだ」と述べている。したがって、 ばなかった。 八世紀末、 IJ ボ ンとレースは 人々が ルメンの工業を目撃したソコルニキ将軍(General Sockolnicki) は、 かれ 『バルメンの品』("Barmer Artikel")と呼ばれ、バルメンを中心地として生産され の労働者と同じように、 しかも一 緒に働らかねばならぬときは、 「労働はけっして苦痛感をよ だれも苦情をい わない

織機三台を所有すれば九~一五名を必要とすることから、 (3)撚糸染色業 紡織業の多様な発展は、 世紀末に撚糸染色業をいちじるしい繁栄に導いた。 7 = ファクチ \_\_ アの存在を推定しえよう。

リボン、

 $\nu$ 

1

ス製造業では家族協業とともに賃労働

を雇傭

撚糸染色はブラ

染料ははじめ蘇芳、蘇方木、黄木等の染料材からとるか、またはインド藍を使用したが、八〇年にザ バントに送ってなされていたが、 を用い るト ル = 赤染色法を伝えるや、 一八世紀初頭バルメンに最初の染色業が設立され、 ヴ /ツ パ - 一の水がこれに適していたことから非常な普及をみた。 七年戦争後急速に拡まった。 クセ その ン人が 経

統一的に把握した最初の近代的企業家であり、 営について、W・ケ ルマンは、 「トルコ赤撚糸染色業者はヴッパ その労働者は最初の工場労働者となった」と述べている。 Ī ・タール 繊維工業地域で購入、製造、 販売 ヴ ´ツ パ

り崩壊してゆき、 1 以上のように、 紡織業の原料供給部門として撚糸染色業でマ 世紀の後半、 一八世紀に入るや、 多様な繊維工業が展開し、それら経営のなかから『民富』の形成、 撚糸漂白ッンフトは問屋商人支配下にあった漂白業者と麻緞工の上昇によ \_ ファ ク チ \_ アが形成されたことがほぼ明らかである。 社会的分業の

進展にともない生成をみた内部市場を蓄積基盤としてマニュファクチュアが簇生しつつあった。ベルクでの撚糸 漂白独占維持主張に示されるように、 問屋商人は直接的生産者を支配するため、 かれらの富の蓄積基盤である

生成の阻止、すなわち営業独占による社会的分業展開の圧殺を自己の利益とする。したがって、マニュフ・

部

市場

を訪ずれたE・F・ヴィーベキングは九三年につぎのように述べている。 くに最近一○年間なんらの妨害もない取引自由のため、非常な繁栄をみた。その繁栄は多くのドイツ諸邦や、 「商業と製造業は一七四二年以来、

貨物集散地が努力しても達しえなかったほどのものである。諸外国の見せびらかしている商

の自由が、ここでは各製造業者と商人に公けにではないにせよ、ひそかに享受されていた」と。 繊維工業発展にともない人口が急速に増大した。一八世紀初頭、エルバーフェルトで三、○○○人、バルメン

くから特権都市、

では二、一○○人であったものが、一八一五年には、それぞれ二一、五○○人と一九、○○○人に達し、ライン

六大都市の四位と五位を占めている。との急速な人口増加は、土地が狭隘であったため地価、 支配下にライト、グラードバッハを中心として綿織物業がいちじるしく興隆した。 貴をよび、 一八世紀後半、 多くの麻織工、麻・綿交織工が安い労働力を求めてライン左岸に移住し、 生活費、 ナ V オ

Vgl. Die Stadt Elberfeld. S. 136. S. 138

(2)

V. Bredt, a. a. O. S.

 $44 \sim 45$ .

W. Köllmann, a. a.

0

y.

ر ت

W. Köllmann, a. a. O.

- (3) O. S. 46~47.Die Stadt Elberfeld. S. 135. Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S.
- (5) O. Theil II. S. 182. V. Bredt, a. . : 0 x 47. Die Stadt Elberfeld. ģ 140. Hundertjahre Vorwerk
- 八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件臼(川本)

六九

& Sohn, S. 15

- (6)らヴッパー・タール商人のため働いていたといわれる (Die Stadt Elberfeld. S. 118.)。 V. Bredt, a. a. 0. s.  $47 \sim 48$ . シュヴェルム重罪裁判所区(Hochgerichte Schwelm) の漂白業者と麻緞工はほとんど専
- (7) 用条件は一ターラーの登録金と管区親方へ一シリングの支払い、ivヴッパー・タール以外での営業禁止等である。 条件は最低三年の修業期間と親方作品として 一反の敷布と碁盤縞麻織物の提出、一二シュテューバーの支払い、前徒弟採条件は最低三年の修業期間と親方作品として )まとり 二年の補足ツンフト令で職人、徒弟制度のより詳細な規定が与えられ、親方所有織機台数の最高を五台に制限する等の規定が :加された(A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 182~183. V. Bredt, a. a. O. S. 48~50. Die Stadt Elberfeld. S. 三八年のツンフト規制のおもな内容は、①運営を毎年一〇月一日に遷出される管区親方が行うこと、i)職人が親方になる
- © V. Bredt, a. a. O. S. 50∼51. W. Köllmann, a. a. O. S. 8.
- きた (Die Stadt Elberfeld, S. 119.)。 ヴッパー・タール麻織工ツンフト結成にたいし、シュヴェルム麻織工は重罪裁判区長、クレーフェ デュッセルドルフ政府に異議を申したてたが、成果はなく、国境でしばしば密取引をめぐり血なまぐさい事件が起 政府、 べ ル リン 総 管
- (10) まることを命じたが、実効はなかった (A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 183.)。 帝侯はツンフトの願いにより職人に夕方暖かい食事とコーヒーを与えることの禁止、 職人の引きぬきは賃銀をあげることによってではなく、よりよい住居と食物を与えることによりなされた。このため、 ならびに最低半年は同じ親方の許に留
- (a) A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 184. V. Bredt, a. a. O. S. 52.
- (12)A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 181. V. Bredt, a. a. O. S. 48. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 145.
- V. Bredt, a. a. O. S. 59.

(13)

- (4) 註(7)を参照。
- W. Bredt, a. a. O. S. 51. Die Stadt Elberfeld. S. 119
- (16)発し、麻織工の立場を悪化させた。こうした事情のもとで、 人と麻織工の対立が激化した。その最大の事件は、八一年、 ここで、その後の麻織工ツンフトの推移を辿っておこう。 麻織物業繁栄による親方数増加は、 アメリカ独立戦争による輸出減退を契機として加工賃をめぐる 商人」・G・ブリューゲルマンの加工賃支払拒否に端を発し、 世紀の後半に過当競争を誘

麻緻工ツンフトと撚糸漂白ツンフトの全面的対立に発展し、ついに八三年一月四日、麻織工親方と職人が同盟して起した暴動 た。このように商人と政府は共同して麻織工ツンフトを崩壊させた(A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 184~187. V. Bredt, である。これにたいし、商人はデュッセルドルフから軍隊を招いて鎮圧し、一〇月五日、 麻織工ツンフト解散勅令が出され

a, a. O. S. 52 $\sim$ 56. Die Stadt Elberfeld. S. 119 $\sim$ 121.)°

繊維工業発展のために果した役割は一八世紀前半にその任を終えたといえよう。 から綿に移行するにつれ、麻緞工の蓄積基盤である内部市場が失われたという事情があげられる。 した。では、なぜ屈服しなければならなかったのであろうか。その理由として、世紀の後半ライン一般大衆の衣料素材が麻 以上のように、世紀の前半ツンフトの外被をかりて団結し、商人支配を下から堀り崩した麻織工はふたたび商人の下に屈 したがって、麻織物業の

A. Thun, a. a. O. Theil II S. 187~188. V. Bredt, a. a. O. S. 59, Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S.

(18) Der Aufstieg usw. S. 145. ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 180. なお、麻・綿交織業は六三年にJ・H ュッカルトにより導入されたという (W. Köllmann, a. a. O. S. 7.)。 A. Thun, a. a. O. Theil II. S. 187. V. Bredt, a. a. O. S. 57. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S. 15. M. Barkhausen,

- Thun, a. a. O. Theil II. S. 188. Die Stadt Elberfeld. S. 139. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S.
- Die Stadt Elberfeld. S. 139

(19)

(21) (22)Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S. A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 157. F. O. Dilthey, a. a. O. Š 3. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 145. Indus-

13

trie-und Handelskammer Wuppertal. S. 13

- V. Bredt, a. a. O. S. 52. S. 56
- (25)Die Stadt Elberfeld. S. 139. Hundertjahre Varwerk & Sohn. S. V. Bredt, a. a. O. S.
- Industrie-und Handerskammer Wuppertal. S. 12
- (26)「本来的家内工業であるリボン製造業は以前から大きな意義をもっている。……中世には手工業が支配的な生産方法であ
- た。……中世初頭に手工業者はなお自己の原料を加工しており、したがって小さな商業利得と労貸は結合していた。

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件日

. (川本)

七一(九六二)

に認められる」(V. Bredt, a. a. 料を企業家の註文で加工した。 販売が増大し、 大量 一の同 種原料が必要となったとき、 今日家内工業とよばれるものはこのようにして発生した。 0. s.  $186 \sim 187.)^{\circ}$ 商人が原料を手工業者から奪っ た。 この形態は今日なおリボン製造業 それ以後、小親方は他人の原

この視角はA・トゥーン以来、 専ら技術的発展の跡のみが辿られ、 ライン工業史研究を一貫して貫ぬいている。 ここでの商人と直接的生産者との具体的な関係、して貫ぬいている。しかし、これら書物の繊維工業 直接的生産者工業諸部門につい

V. Bredt, a. 述からのみでは到底不可能であり、 したがって、 <u>ء</u> 0 一八世紀ヴッパー・ ķ  $189 \sim 190$ 視野を広く封建的土地所有の解体過程との関連にまで拡げて考察する必要がある。 タールでのマニュファクチュア検出を行うさい、 極言すれば、 商人支配の実体についてなんらの実証も これら書物の産業諸 部門についての なされていな

V. Bredt, V. Bredt, a. ຍ 0 0 ķ S 58. 58. Die Stadt Elberfeld, S. 139. Hundertjahre Vorwerk & Sohn. S.  $16 \sim 17$ 

ຍ a. W. Köllmann, a. a. O. S. 7.

(31) G. Schmoller, a. a. V. Bredt, a. Bredt, a. a. 0 0 Ś Ś 0. s. 62. 439.  $\mathrm{Die}$ A. Thun, a. Stadt Elberfeld. a. 0 ķ Theil II. . 140. Hundertjahre 'n  $178 \sim 179$ 1815 年のライン六大都市 49,000人

> 32,000 32,000

> 21,500

19,000 13,200

(34) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. W. Köllmann, a. a. O. S. 7. 一八一五年におけるライン六大都市の人口は第一一表の如くである。 M

Vorwerk & Sohn. S.

14. W. Köllmann, a. a. O.

Ś

Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 170.)° 都 市が クハウゼンは、 いず れも一八世紀に小さな農村から興隆したことに注目している このうちエルバーフェルト、 ルメン、 レフェ ŀ の 三

レフェルト

第一一表

民の副業として麻織物業が営まれていた。 くわ 生産へ移行していった。 ーーダ えてニ 、ー・ラインのニールス河流域では、 1 ル ス の流 れが麻撚糸と麻布の洗滌、 麻織物は自家需要のために製造されていたが、一八世紀初頭より **『**フラッ 漂白に好都合であったため、 クス・ラント』 の名が示すように、 古くより農閑期、 土質が亜麻栽培に適し、 とくに冬期に農 商

培もますます盛んとなり、 働く婦人紡糸工が生じてきた。 となり、 糸=織布の三工程が次第に独立の部門に分化した。すなわち、 他の者は一モルゲンの土地を譲渡されて副業で生計をたてた。一八世紀には、 1 ダ 麻織物業を通じて上昇した農民が、織布工を雇傭する大きな機屋を営むようになるとともに、 1 ラインでは分割相続が一般的である。子供は麻織物業に従事し、父の死後その一人が農場を継ぎ、 『民富』の形成による内部市場の深化と相まって、 土地を集積していった上向農民は専ら亜麻栽培者 農業革命の進展と並行して亜 麻織物業を構成する亜麻栽培=紡 職業的に 麻 栽

る。 染色された布地を洗滌して油を落すと、 むけのものであっ かれらは麻織物を直接遍歴商人に販売した。製品は青地に白い模様をつけた婦人服と寝台被布であり、 主要工程である織布工程での経営形態には二つの類型が認められる。第一類型は独立麻織工のばあい 模様を彫り、 したがって、 そとに蠟または豚油をつめた木板に染料を塗って布地に押しつける方法でなされた。 独立麻織工親方は簡単な捺染場をもっており、 青地に白の模様がくっきりと浮きでた。 染料にはオランダを通じて輸入 麻織工は捺染工をも兼ねて 内部市場

・である。

七三(九六三)

(川本)

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件日

立命館経済学

下請けにだした大きな機屋〔=マニュファクチュア〕が生じた。 た。これら独立麻織工経営のなかから仕上げ工程のみでなく、紡糸、 されたイ ンド藍が用 V られている。 インド藍は水車で荒びきされたのち、 糸巻等の準備工程をも包摂するか、 重い球を入れた円形の鍋で粉末にされ または

であるが、のちに地元麻織工親方のなかから荷馬車に麻織物を積んでハーレムに漂白にゆく者も生じた。 世界市場へ輸出された。問屋商人の主軸は一七世紀に、とりわけグラードバッハ地方に定着したオランダ亡命者 工に下請けさせ、 (Stülpenleinwand od. Gebild) であり、一部ライン地方に販売されたが、大部分はフランス、 第二類型はオランダのメンノー派亡命者を中心とする問屋商人の経営である。 復活祭に麻布を買集め、 ハーレムに送って漂白した。製品は白い折襟に使用される上質の 問屋商人は織布工程を農村麻織 オランダを通じて

麻 経験をもつ低廉労働力を求めてニーダー・ラインに進出してきた。これにともない、 八世紀七〇年代に、 綿交織業が発展し、 一九世紀にはライト、 麻・綿交織業を営んでいたヴッパー・タール人が地価、 グラードバッハが 『ラインの マンチ 生活費の高騰から、 x 従来の麻織物業にか ス タ 1 となってゆく。 麻織 わって 物の

婦人服等の製造に用いられ、 に移住した麻・綿交織工を中心とする経営のばあいである。 綿工業主要設立者の一人となったI · P · ベッリング フ 綿交織業においても二類型の経営形態が認められる。 既述のように、 イン (Arnold Frowein)、ライトに移ったプライヤー (Preyer) 準備工程を含めて織機一台につき一二人を必要とする。 ク v フェ ルト絹織物が奢侈品であったのにたいし、大衆の生活必需品であった。 (I. P. Boelling) 第一類型はヴッ そのおもな者として九八年に移住 *ب*ې ر があげら 1. ヒュッ 製品は靴下、 . , タ・ ケスヴァ 1. られる。 9) ル・ かいらい 夜間! 麻・綿 ーゲンに移住した Ē١ 1. 帽 グラー 交織織物 1 . ンカチ ラ・ イ・ ン・ ドバッ

現わしていたことが たがって、 これら経営のなかから内部市場を蓄積基盤とし、 推 定される。 経営内分業を行っていたマニュ ファ クチ アが

ば 車でアムステルダムに送られ、 工賃を支払った。 を要求しても無駄であったといわれることから、 .数百人の織工を働かせていたとい 第二類型はヴッパ または仲介人を通じて織布工を探しだし、 織工の多くは小土地を保有し、 1 ・ タ**・** 「 ル・ アメリカに輸出されて奴隷服となった。一九世紀初頭 問屋商人による経営のばあいである。 5 (11) 小家屋と織機を所有する小農民であり、 なお生計維持の重点を農業にかけていた。 模様を指定したうえで経と緯を供給し、 かれらは = ダ 1 問屋商人の多くは 夏期に ラインに支店を設け、 完成品は大きな荷馬 完成品と引かえに は 商 引 渡 . 加

は急速にではないにせよ、 no ح ル にも存在しなかった。 クハウゼンは、 スケはつぎのように説いている。 のほとんどが織工であって、しかも資本力のある問屋であった」 その結果工業を強力にしていった。 - ス支配の飾物の一つであるライン左岸の綿工業はすでに一八世紀に導入されてい この二類型 資本主義は数世紀かかって商業から生じたが、ここラインラントでは活潑な商 一 二、 一、 - ダー・ラインでは到るところでツンフト 一の経営形態は 外国 問屋はほとんど農村に住んでい 「の協力なしで行われえたであろう。 「人々が過大評価しているフランスの侵入は一つのエピソー 『営業の自 工業は問屋制と結合してお 由』にたいしどのような意義をもってい た。 麻工業は圧倒的に再洗 から自由であった。 (傍点-D, 中世後期以来資本主義 問 屋制 引用者) は工業が可 古 )と述べている。 礼派に握ら Va 都 たであろらか。 市 能 品 0 た。 立 一業との なところで、 貫 流 れ、て、 通からとくに 一徹が顕著とな 新らしい ドにしか過ぎ 関 お・ Μ はど カコ

一七五 (九六五)

八世紀におけるライン繊維工業の展開と

『営業の自

由

の前提条件口

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

本

一命館経済学 (第九巻・第六号)

点について検討を試みよう。 または新ら を基礎に導 発展 入さ 0 れるからである」 前 提条件 を麻織物業と麻 (傍点-引用者) 綿交織業の経営形態第二類型 このように従来のラ TI. 、イン史研究は、『営業の自 蕳 屋 制 K 水め

É つねに古い権力との結合を深め、 六グルデンと一一 0 担 is 手とは フ 1 四 グ なり ル ゼ うえなか シの ル デンの上質麻布 問 っ 屋商 た 特権により利益を享受しようとする傾向をもつた。しかして、 人はプ を贈り、 口 イ セ ン ・王とフ 兵役免除特権を与えられている。 1 1 ル ゼ ン 聯 隊長に、 それ このような形で、 だだれ ハ I V ムで漂白 かれらは 問屋商· た五

えら IZ な 0, 裕福で独立性をもった農民であったといえよう。 対立はなく、 自、 移したば かっ とは 由』の前提条件 たとい て 織 わ 問屋商人の力はきわめて微弱なものであった。一八世紀には問屋商人と織布 内**、** 部、 |布工は現物の低賃銀に甘んじていたが、農繁期である夏期には問屋商人の商品引渡し要求に れ る(6) こをつくり 市場に蓄積基盤をも 辺 で容 このことか 易に だしていたのである。 販 路 5 を見 問 Pつ小商品 ]屋商人支配下 出 Ļ 小 出生産者と 商 かれらの周辺には独立織布工が多数存在 晶 生 0 産 織 マ・ 者 布工は農業のみでは生 カ \_, 5 .z. **\** フ・ マ 7. **ク・** .7. チ・ フ 7 2. ァ, ク ź, そ**、** チ \_ 計 に問屋 ァ 芣 主 п 商、 へと上 能ではあ 人。 の・ į İ 0 办、 昇 生 あい する を・ 計 5 弱、 だに 0 た め、 可 重 能 を工業 カコ 応じ な 階 業、

その蓄積基 1. ル・ 自 盤である内部市場はなお狭隘であり、 中, 1 . の、 前、 1. 提、 ラ**・** イ・ 条, 件 ·ン、 に・ は、 に形成され 八、 世 記ライン た・ 71 \_ ` シ・ したがって ュ、 地、 フ・ 赤 ァ・ 12. 7. \$ チ・ け・ マ・ る・ \_, ア・ 小小 **\_\_ `** を担い手として創出されたの 商 フ・ ・ ァ・ ク・ dili. 生 産・ チュアの成育度も幼弱であっ 者 層、 0, 般的 成. Ϋ́, を・ であっ 基、 盤、 た。 たとい ヴ・ カン ット

ねばならない。内部市場の広さについてみれば、小領邦群立による障害は打破されていたとはいえ、東はヴェーい、、、、、 ゼ

積は一定の限度を劃され、それ以上富を蓄積するためには隔地間市場へ蓄積基盤を移行させる必要が生じてくる。 よる自給性の保持、ツンフト制度の残滓等により制限を受けていた。ここにおいて、内部市場を基盤とする富の蓄 ル、北はモーゼルにおいてプロイセン、クール・ファルツ関税線により遮断されており、その深さは農工未分離に

工業に従事する者六名のうち、マニュファクチュア主にJ・レンセン、C・クラウス、I・ヴァン・ホウトンのの 一八一〇年一〇月一三日に作成されたロエル 県 における主要製造業者リストは第一二表の通りである。繊維

三名を数えるが、いずれもライン左岸のフランスへの併合後擡頭している。この表から一八世紀に大きな富を蓄 ったクレフェルト絹織物業者ライエン家と、モンシャウ毛織物業者シャイプラー家をとりあげ、その歴史的性格 積するためには、内部市場がなお狭隘であったことが推察できる。つぎに、一八世紀ライン地方にその巨富を誇

(1)・ルス河流域には南から北ヘギーゼンキルヘン、オーデンキルヘン、グレーフェンブロイヒ、ヴィックラート、ラインダー J. Hansen, Gustav von Mevissen. Bd. I. S. 3. F. O. Dilthey, a. a. O. S. 1~2. Rheinlands Handwerk. S. フィールゼン、 ズヒテルン等の村や小都市が並び、 いずれも麻、 綿紡織業が盛んであった (F. O.

と『営業の自由』にたいしてもった役割を検討したいと思う。

- Dilthey, a. a. O. S. 1. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 166.)° M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 160
- (3)Handwerk. S. 231.)° ンに多く存する Webers, Wefers, Backes, Scheuren, Holtschoppen 等の姓は副業から生じたといわれる(Rheinlands A. Thun, a. a. O. Theil. I. S. 169. M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 195.
- H. Aubin, Agrargeschichte. S. 1
- © Rheinlands Handwerk, S.

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件台

(川本) 一七七 (九六七)

R. Zeyss, a. a. O. S. 90.

### 一七八 (九六八)

### (7) (6) Ibid. S. 231~232

- (8)S. 174. Ibid S. 231.
- Ibid. S. 4. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. F. O. Dilthey, a. a. O. A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 1. J. Bachem, a. a. O. Š . .
- S. 196. M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw F. O. Dilthey, a. a. O. S. 5.

(11)

(10) (9)

 $165 \sim 166$ 

B. Kuske, Gewerbe, Handel und Verkehr. S. 190. S.

Rheinlands Handwerk, S. 233~234 A Thun, a. a. O. Theil I. S. 169.

かった。重商主義的に領土を関税障壁で囲むことは小領邦 では遂行不可能である。小領邦内での販売では生活できな いので、 つねに輸出工業が重要であった」(M. Barkha-F. O. Dilthey, a. a. O. S. 5. 「領土の分裂は工業発展を本質的に阻止するものではな

(17) (16) (13) (14)

1810年のロエル県における主要製造業者リスト 一二表

47 二次 1010 年 5 1 - 7 7	(1-4-1)	-女衣追宋有 / /	•
製 造 業 者 名	雇傭者数	年生産物価格 (フラン)	財 産 額 (フラン)
I. F. H von F. von der Leyen. (クレフェルト絹織物業者)	3,000	3,000,000	3,000,000
I. Gottschalk Floh (クレフェルト絹織物業者)	1,500	1,500,000	3,000,000
■. Bernhard v. Scheibler (モンシャウ毛緞物業者)	1,500	1,200,000	1,000,000
IV. Johann Lenssen (ライト麻織物業者)	400	350,000	1,000,000
▼. Conrad Clauss (アーヘン毛織物業者)	258	1,200,000	1,000,000
VI. Ignaz van Houtou (アーヘン毛織物業者)	292	1,000,000	900,000
<b>呱.</b> Friedr. Schleicher (シュトルベルク・ナイフ製造業者)	190	600,000	400,000

Industrie-und Handelskammer Wuppertal. S. usen, Der Aufstieg usw. S. 167.)° H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a.

0. s. .~1

(20)ライト近辺に二つ、オーデンキルヘンに一つの紡績所を設立した。紡績工程にはニールスの水力をできるだけ利用したが、 ニーダー・ラインに綿紡績所を設立するよう命じた。その中心となって活躍したのがJ・レンセンである。 一八〇六年一一月二一日、ナポレオンはベルリンで大陸封鎖令を発し、これにともなうイギリス綿糸流入杜絶に対処して、 かれはただちに

なお手労働を主とする原始的な製造方法がとられた。経営形態は一経営に多数の労働者を集中し、開綿→打綿→撚糸工程を 労働場所で行うマニュファクチュアであった (F. O. Dilthey, a. a. O. S. 6~7.)。

ナポレオン改革の一環として実施された『営業の自由』はアーヘンの有能な毛織物業者に興隆の機会を開いた。 なかでも

で購入し、そこに工程を改善、 、ちじるしく抬頭したのがC・クラウスとI・ヴァン・ホウトンである。C・クラウスは国有化された聖アンナ修道院領の 部を七、○○○フランケンで、またI・ヴァン・ホウトンはヴァイセン・フラウエン修道院領を四○、○○○フランケン 単純化し、機械設備も一部導入した毛織物製造所を設立した (J. Dahmen, a. a. O. S. 99.)。

## 几 あたらしい問屋制の形成と『営業の自由』

### Ι ライエン家とクレフェルト絹織物業

六大都市の一つを形成するまでになった。そのさい、ライエン家のみで都市周辺を含めて六、○○○人を雇傭し 七世紀中葉人口五〇〇人であったクレフェルトは、 フランス侵入前には七、○○○人の人口に達し、ライン

ていたといわれる。クレフェルトの興隆過程は、そのままライエン家の擡頭過程である。

ライエン家の系譜は第一三表の如くである。一七世紀中葉ユーリッヒ・ベルクからメンノー派が追放されたさ

ヒ・フォン・デェア・ライエンが含まれていた。かれは一六六八年にクレフェルト市民権を獲得している。一個 ラーデフォ ル ム・ヴァルトから当時オランダ領であったクレフェルトへ移住した一四家族のうちにハインリ

代目アドルフは七九年から籠を背負って近郊で小取引を始めた。それを引継いだヴィ ルヘル 一七九 ムとフリード . リッ

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件日

(川本)

(九六九)

と呼ばれ、

世界商社として名声を馳せたのが

フ

ij

1 さ

۴

IJ

ッ

۲

インリ

ッ

۲ 1

による

製造業に専念することとなり、

ニつの

企業に

整理

れ

Ö

こうち、

0

飾

立

絹織物業に転じる者が続出したという。

は、 兄弟で協力して しオラ Ź ダで絹縫 ク玩 糸 刺 具等をオランダで販売する遠隔 繡糸を購入し、 フラン フル 地 <u>ነ</u> 取引へ セ IC 運

を拡大した。

Ñ.

見返りに

亜 麻、

1

ル

ン

べ

ル

方の 常な苦境に陥った。 者 強力に遂行した。 1を誘致して都市を拡張したのである。ところで、 七〇二年クレ 麻織物が、 八世紀前半低廉なアイ 信 フ 没落に瀕した麻織工のうち、 ェ 仰 0 ル 自由 ŀ が を許り プ p 1 て人口流出を防ぐとともに、 セ ン ルランド 領 となるや、 製 生活費の安い 以前於 品 プ 0 輸 イ 口 出により繁栄していたこの ギ 1 IJ セ ユ ス ン 市 王 荒蕪地を開墾し、 1 場進 一は新 IJ 出 領 Ł 土の K に遭遇し、 流出する 繁栄策 非 地

る。如絹 握、 が を 颠 1) れ、 ح その後、 ボ のような事情のもとで、 絹織工に陶冶している。二二年のヴィ 三つの企業が起された。 製造業、 その技術はオラン 1 ならびにョハンが単独で経営したビ タ 1 は卸売業に転じ、 ダ ヴ 1 から導入し、 ル 1 ^ タ ル 1 ムは遠、 0 絹 年 労働力としては苦境にある麻織工を下 ル 縫 ΙĊ 隔、 糸製造業、 ルム死亡後、 3 地、 取 公引で蓄積、 ン 口 が I 絹 た(11) ۴ 他 織 事業は四人の息子に引継 IJ 物 の三兄弟による絹織物 し 業から手を引き、 ボ た・ 富、 ン製造業、 で・ \$. 2 て・ それであ 絹、 織、 降、 ビ 物、

(九七〇)

絹織物業であ

までになっている。 糸水車一 たが、二四年にクレ その 興 Ŧi. 隆 一過程はまことに目ざましかった。 リボ では、 • フ ξ x \_ ル その資本の歴史的性格はどうであろうか。 ŀ 1 ル織機一六〇、 に染色場を設置 紋織・ はじめは絹リボン生産が主で、 L (13) 四〇年代には絹襟巻、 花模様織機一二○等の設備をもち、二、八一○人を雇傭する ハン 染色仕上げ工程はケルンで行って カチ生産にのりだし、六三年には撚

れる無限に多くの品種からなり、 ラ 1 工 ン 商会の製品は平織、 綾織 それが倉庫に到着するや一週間: の絹 布やビロ 1 ドにあまたの染色が施され、 飾り窓に陳列された」とい 世界のあらゆる部 う (5) 製品はその 分に 向 げら

れ、 た、 \_。m ある織布工程は特別の親方が織機と原料を職人の家に配布 され 七世紀末から一八世紀初頭の宮廷や上層階級の 生産過程についてみると、 したがって、 ラ、 1. 工, ン商会の製品は奢侈品であり、 捲揚、 整経等の準備工程と染色仕上げ工程は商会でなされたが、 特別の贅沢心 Ĺ ク・レ・ その指令と監視の を背景にオランダや北方諸 フェルト絹工 一業は輸 もとで行われ 州出工業と 国 て ポ して 1 る。(18) ラ 主要工 のみ建設さ ン 以上 ۲, ĸ

とはラ を示してい 工 る。 ン 商 九四 会が 収益の 年におけるライエン 主要源泉を生 一産過程にでは 商会の資産表 なく、 (第一四表参照) 流通過程におい をみると、 ていいい た前期的商業資本であ 完成品在庫と売掛け金が六五 う・ たこと

の

ところで、 M バ ル ク ハ ゥ ゼ ン は ク ĺ フ ェ ル トとベル ij ン 0 | 絹織物業を比較してつぎのように述べ て

> V る。

IJ

生産設備と建物の比率は四%にしかすぎない。

五%を占めているのにたいし、

フリ 工業を創出 1 ۴ ij ヒ大王は絶対主義国家の政策、 育成した。 ク v フェ ル すなわち補助金と輸入禁止、 ŀ 商会の成立はベルリン工業の官庁指導による発生とは異って 企業家と労働者の徴募によりべ ル

世紀におけるライン繊維工業の展開 と『営業の自由』 の前提条件日 (川本) 八一 (九七二)

I. 貯 蔵 原 料	446,681. —. — Rtlr.	25 <b>.</b> 4 %
Ⅱ. 完成品在庫	511,200. —. — "	29.2 "
■. 現	60,286.42. 2 "	3.4 "
IV. 売掛け金または貸付金	638,068.12. 2 "	36.4 "
V. 生產設備(織機, 染色設備)	37,653.28. 1 "	2.2 "
W. 建物(製造所, 倉庫, 附属家屋)	31,797.37. 2 "	1.8 "
Ⅷ. そ の 他	28,588. —. — //	1.6 "
<b>WI.</b> 合 計	1,754,293.49. 7 "	100.0 "
	437,300.11. 1 "	
自己資本	1,279,932. 4.— "	

西

3

p

パへ輸出するため保護関税は設置されず、

自由貿易のもと

0

初期の

例がみられる」と。

クレフェ

ルト絹織物業は『上から』

創出 済

1

H

パ

の到るところで貫徹した自由な企業家の指導する工業経

育成されたものではなく、製品はヴェーゼルより東で販売を禁じられぬ

る。 とした。……ここに当時すでに大規模にイギリスで発展し、 ら説明し、 ۲ ンツェ とくに企業家の独立性を強調して西ドイツ工業一般の特徴 はそれを企業家の有能さとオランダを模範としたことか 一九世紀

請願を却下させた。また、六四年、 にアフリ ライヤー商会等が営業の自由を請願したが、 で IJ ライエン商会は絹織物業の営業独占を請願し、五九年一二月九日、 七五〇年以降絹織物業に転じ、 に放置された。しかし、 ぁ ル Ì ラ トも衰退するとの理由のもとに許可した。 ý, F. イエン商会の繁栄に刺戟され、富裕なメンノー派麻織物商人が IJ 'n カ産ブド 他の者が絹織物業を始めればライエ ヒ大王はクレフェルトの繁栄はライエン商会の努力の結果 酒 寝問着等を贈り、 『自由な企業家』であったであろうか。 ために競争が激化した。 3 ハンのビ 宮廷御用商 ライエン商会は王や大臣 ン商会のみならずクレ その後、 ド製造業を継いだ 人に任命され リンゲン、プ これにたい フ

p 1 八二(九七二)

工程は一、 切秘密とされた。 フロ しが . 絹織物生産を計 秘密漏洩を防ぐため、八七年に生糸価格が五〇%騰貴し、 ..画したさいも王はそれを禁止している。 営業独占を補強するため、 織機に遊休が生じたさい

親方、 家が ク 職人は解雇されず、十分な生活費を支払われている。また、ミュールハイム・アム・ラインのアンドレア ・フェ ルト 熟練工を捕えて留置したさい、 信書を大王に送り、 釈放しなければ軍隊を派遣するとの大王

威嚇により 以 上のように、ベルリン絹織物業が『上から』創出、 ッ連れ戻している。 育成されたのにたい Ļ ライエン商会は一 定**、**のブ

ル・ジ・

もに古い権力と結合し、営業独占を自己の存立条件としていることから、その本質は同じであっい、かい権力と結合し、営業独占を自己の存立条件としていることから、その本質は同じであっ ア的発展の基礎のうえで、 したがって、 ライエン商会は『 小商品生産者を下降把握し、 『自由な企業家』〔=近代的ブルジョ いわば『下から』自生的に アジー〕ではなく、営業の自由 擡頭してきた。とはいえ、 たといわねば を・

ナ 商会の営業独占から解放され、 ポレオンによる『営業の自由』によりライエン商会は従来の特権を奪われた。 短期日 のうちに一五〇の絹織物業者が生じたという。 ŋ  $\nu$ フ くわえて戦費の徴収、 x ル ۲ 絹織物 業はライ

ン

殺することにより巨大な富を蓄積した前期的商業資本である。

につづく一九世紀の綿の時代の開始、等により、 売掛け金徴収の不可能、 フランス併合後、 ナ ポレオン保護関税領域への編入とそれによる海外販路の喪失、これ ライ エン商会は急速に解体し、一八五五年に清算されている。ぬ

- (1)H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 266. . 293. なお、 M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 一七六三年には都市人口六、〇八二人のうち、二、七〇〇
- (2)人がライエン家のために働いていた(Ibid. S. 285.)。 H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S.
- (3)Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 266, S. 275, S. 284, S. 288~291. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw

- S. 161~162
- H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 266. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 161~162.
- A. Thun, a. a. O. Theil I. S.  $86 \sim 87$
- (6) Ibid. S. 87. H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 266. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 161.
- © H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 269~270. S. 272
- ® A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 86.
- Tbid. S. 87. H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 270
- 3 H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 275.
- ① Ibid. S. 284.
- (3) A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 86.
- (3) Ibid. S. 87.
- 3 Ibid. S. 89. H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 284.
- H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 294.
- (f) Ibid. S. 269. S. 271. (f) Ibid. S. 273.
- M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 162~163. より作製 A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 87. H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 293
- M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 173~174.
- H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 285.M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 164.
- 3 H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 274.
- A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 88~89.
- H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S.

🕱 A. Thun, a. a. O. Theil I. S.

H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S.  $303\sim305$ .

# ■ シャイプラー家とモンシャウ毛織物業

しては豊かな森林が存したのみでなく、多くの 泥 炭 をも産出したのである。一七世紀に農民は土地不足からこ でカルクを含まず、羊毛の脱脂、染色に適しており、さらに、羊毛の乾燥やその染色に必要な大量の湯の燃料と ンシャウは毛織物業にすぐれて好都合な自然条件を備えている。 口 エルの水はこの附近になるととくに清冽

の自然条件を利用して羊を飼育し、粗質毛織物を生産して農村を廻る行商に現金で販売するようになった。アーの自然条件を利用して羊を飼育し、粗質毛織物を生産して農村を廻る行商に現金で販売するようになった。アー ン、デュレン、 レンネップ等に毛織物ツンフトが存在していたとはいえ、アーヘン南部のブルトシャイド、フ

ァールス、フェルフィールズ、モンシャウ等の辺鄙な地方にはその規制が及ばず、毛織物業は農村副業として広

汎な展開を示した。シャイプラー家の興隆はこのような事情のもとでなされている。 ルベルクのルッター派牧師の子、J・H・シャイプラー (Johann Heinrich Scheibler) は幼時より毛織物

たが、 であるM・オッファーマン (Matthias Offermann) のもとに徒弟修業に出かけた。二四年春、 業に興味を抱き、一七二○年にモンシャウの近くにあるイムゲンブロイヒの富裕なルッター派農民で毛織物業者 ッツ家に嫁いでいた親方の娘マリアの夫が死亡するに及び、J・H・シャイプラーは七つ年上の未亡人と結婚 一六世紀に耐え難い圧迫のため、モンシャウに移り、ここで毛織物業を創始した由緒ある家である。 ツ家の毛織物業を引継ぐことになる。 シュミッツ家はアーヘンの有名なプロテスタント家族であっ モンシャウのシュ

経営を引受けたJ・H・シャイプラーは才能をいかんなく発揮して巨富への道を歩んだ。

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件臼(川本) 一 八 五. (九七五)

立命館経済学

X る農村を販売禁止区域としていたからである。 ころで、 されたのち、 ]域の残存と、 シ 二六年にデュ 毛織物を没収されるという事件が生じた。 粗質毛織物がライン地方の到るところで生産されている事情を考慮して、 もともと洗毛、 V ン附近の農村でオッファ 織 布、 製氈、 この事件を契機に、 1 染色を同じ場所で行ない、 マ ン デュレンのツンフトが周辺二~三時間 の毛織物を販売していた行商人が逮捕され、 J H・シャイプラー 製品を近辺農村に販売してい は中世界 上質毛織物生産に転じ、 の徒歩距 都市 数ヵ月投獄 0 販売禁止 離内にあ

には六、○○○人以上の雇傭者をもつ世界的な企業へと成長した。つぎに、最盛期における経営の具体的 四五年には捺染模様型板の使用可能な羅紗を発明して、五〇年以降華美な色の寝室用毛織物生産を始め、 の技 セ 術 で販売するためには秀れた品質のイギリ 的に困難なヴ ク 1 \_ ャ羅紗の生産にのりだし、四○年にこれに雲模様を附すことに成功し、 ス、 フランス製品と競争する必要があった。 このため、 ついで

ッ

セで販売することを決意したのである。

その監督のもとで織られた。準備工程と染色仕上げ工程はシャイプラー家でなされている。 主要工程である紡毛、織布工程は下請けに出されている。 生産に適しないので、 ス 原料としてはアムステルダム経由で輸入したスペイン産羊毛を使用した。製品は高価な奢侈品で、黒、 ŀ 深紅 色等に染色され、 フラン 羊毛は中間親方 スペイン、 フランクフル ロシア、 (Baase) により家畜飼育 ١,  $\nu$ ブラウ ヴァ ント等の宮廷貴族に販売された。 ン シ = 地元アイフェ ヴァイ 2 を行ってい ライプ ル農民は畑仕事で手が荒れ、 たリ チッ ヒ等 ムブ íν 生産過程についてみると、 の主要 グ農民の家に配 九四年に九万ライヒ メ ッ セ を通じて、 上質毛織物 布さ 暗灰色、

ス タ 1 で完成した『赤 一階は、 住居、 い家』は四階建で正面に一九の窓をもち、 四階が選毛場となって おり、屋上は羊毛、 その構造は地階が製氈、 燃料 - 貯蔵場にあてられた。このように、 ®・・・・・・ 染色場、

+. 家のばあい、 イプラー家は はライ・ 内部市場の狭隘さのため蓄積基盤を隔地間 工, ン家が遠隔地商人から小商品生産者を下降把握して問屋制を確立したのと異なり、 .蓄積基盤を隔地間市場に置き、主要工程を下請けに出している前期的商業資本であった。 市場に移行させ、 小商 品 生産 者から前期的 商業資本に

五%にしかすぎない。つぎに、シャイプラー家の『営業の自由』にたいしてもった歴史的意義を考察しよう。 七八九年の資産表 上昇・転化するという経過を辿っているが、 (第一五表)によると完成品在庫と売掛け金が八一・五%を占めているのにたいし、生産設備 資本の歴史的性格はいずれも同じであったとい わねばならない。

毛織物業を自由に営むため、 職人、 徒弟等がツンフトを結成することを禁止する旨の協定を結んだ。

族により結成された上質毛織物業者組合

(Feine Gewandschaft) 넌

七四二年五月三〇日にシャイプラー家一

ツン フト 制

防ぎ、 この協定の意義について『西ドイツ家系図』の著者は、「J・H・シャイプラー 自由な工場秩序を導く闘争のためにこの協定が結ばれた」と述べている。 を導くためのものではなく、 直接的生産者の上昇を阻止する意図をもっていた。 しかし、 の烱眠により、 この協定は 自 由

埸

秩序』

者**、** が、 八五年の協定では、上質毛織物業における競争を防ぐため、(j)シャイプラー家の親族が新規に事業を起すことを [する目的で、あらたに金庫を設立し、年生産高に応じて払込みをすることを決めるとともに、 上質毛織物を生産するばあいには上質毛織物業者組合員全員の賛成を必要とするよう取決めていて、飲かな、 (ii) **粗質毛織物業** また、

八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件台 (川本) 八七 (九七七)

もっとも重要であった染色技術は秘密とされた。

J

Η

シャイプラー

はつぎのように

上質毛織物生産のため、

第一五表	1789 年における	シャ・	イプ・	ラー家資	産表
モンシャ	ウでの製造所建物			9,100	Rtlr

第一五衣 1705 年におけるシャ	イノフー豕貨座衣
モンシャウでの製造所建物	9,100 Rtlr.
モンシャウでの製造設備	5,600 "
モンシャウでの製氈設備	5,000 "
モンシャウでの粗製梳き刷毛	800 "
オイペンでの製造設備	4,700 "
オイペンでの製氈設備	3,100 "
ドルハインでの製造設備	5,300 "
ドルハインでの製氈設備	1,400 "
以上 生産設備合計	35,000 //
羊 毛	63,000 //
完成毛織物と半製品	207,000 //
染料	9,000 //
油	2,800 "
石 鹼	1,500 "
織 縁 用 羊 毛	4,400 "
馬. 車. 包装原料等	4,000 "
売 掛 け 金	346,000 //
手形と現金	5,000 "
総 合 計	678,000 //

協定の意図は六三年の地元剪毛工暴動と七

である。

の営業独占という基礎のうえで理解さるべ 協定はシャイプラー家による上質毛織物生 なければ

ならぬ」と。

したがって、

四二年の

産、

た最高の神にわたしの愛する子供達は感謝

る。

秘密の謎をわたしにのみ解き明かし給う

なかったことを発見したばあいにはそうであ

に数百の製造業者が誰一人真の理解に達しえ

る者のうちの一人が独占すべきである。

述べている。

「重要で基本的なことは理

性あ

四 [年の地元粗製毛織物業者蜂起のさいに明瞭に示された。

に入り、 剪毛工の団結禁止協定を廃止すること、等をくり返し要求した。六二年八月、 すること、 ウの人口は増大し、生活費が高騰したのにたい .隆につれ剪毛工不足をきたしたシャイプラー家はドイツ各地から熟練剪毛工を募った。 地元剪毛工は、山剪毛工の三分の二が他国人であり、 (2)一二時間労働での賃銀二〇アルブスを二二アルブスに高めること、 Ļ 地元不熟練剪毛工の賃銀は従来のまま据置かれた。 生活費が高騰するので、将来は地元民のみを雇 上質毛織物業者組合はこの要求を (3)上質毛織物業者組合を解散 とのため、 六〇年代 E ンシ

正式に拒否し、 デ \_ ッ セ ルドル フ政府に剪毛工の団結とストライキ禁止令を請願し、 六三年三月に発布された。 のを契機

暴動は か K し他国 られはしたが、 ら軍隊を招き、 人剪毛工排斥という形で勃発した。 一二月八日、 以後固定されることとされた。 暴動を鎮圧した。 リア受胎の日にプロテスタント剪毛工が地元カトリッ この結果、 六四年一月一八日、 剪毛工の団結は禁止され、 J Η • シ 地元剪毛工の賃銀は二二アル ャ ク剪毛工の祭りに参加した イプラー は自費でデ セ ブスに高 ル ۴

ル

した。 が 上質原料を地元民に配布するよう請願した。 した粗質毛織物業者は、 狭隘なため、 その後五年間 六九年には三分の二の織機が操業停止の状態に陥っている。 両者のあいだで請願、反請願の闘争がつづけられたが、七四年に粗質毛織物の売行きが急激 同年五月デュッ セルドルフ政府にシャイプラー家のリムブルグでの紡織下請 しか L 政府は上質毛織物業者組合の反対請願 生活費の高騰と事業不振により を入れ けを禁止し れ

四年には地元粗質毛織物業者の暴動が起った。

モ

ンシャウには四〇人の粗質毛織物業者がい

たが、

内

部

市

閉鎖し、 結合して直接的生産者の上昇を阻止することを意味していた。 に悪化するに及び、 以上のように、 中間親方を襲って羊毛手押車 上質毛織物業者組合の 一〇月二二日、 ついに暴動が勃発した。 を押収した。 『自由な工場秩序』とは、 政府はただちにこれを鎮圧し、 粗質毛織物業者はモンシャ 七四年の暴動ののち、 自己の営業独占を保持するため、古い権力と 首謀者を捕 J ウから外部に通じる道を H・シャイプラー えて厳罰に処した。

ている。15 争を、 帝侯や教会に寄附贈物を 剪毛工と緞布工のツンフト結成運動にたいする「営業の自由のための闘争」 したがって、M・バ なし、 ル クハウゼンが主張するように、 モ ン シ 4 ウ市長と公吏に俸給の割増金を出し、 これら二つの暴動にたいするシャ 古い と評価することは誤っている 権力との結合をますます強め イプラー 家 0

は

選

↑世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件⊖

. (川本)

八九

(九七九

といわなければならない。

金 の徴収不 物業が ラ ス侵 年には七三一 可 再興し、 能等 入後 0 打撃が ナ シ 鉢<sup>2</sup> ポ イプラ V 三毛織物を生産しているにすぎない。 重 オ った ン保護関 1 0 家は急速に衰退へと赴いた。 ち |税制度による海外市場の 九世 紀 0 激し い景気変動 喪失、 営業 0 波にもまれ、 不の自 フラン 曲 ス軍 により、 その姿を次第に没 0 毛 織物の 交 通 0 強制 便 利 供 して いった 売掛け

ま、 おいい ように、 å 멾 12 上者層 12. た・ b. Ŕ わ まえて 産 屋制 八世 营。 ñ ない ず、 業、 ۰ ح 0 者 -小 紀ライ れ・ 下 成立なのである。 は 破、 成 晃。 成 15. 6. カュ 商 b b 蒷 上昇 以上 を・ かい 品 しており、 るとこ 生 韶 É١ ٤. ン地方にあらたに形成され ず、 の・ 己、 \$. 産 考察したように、 0 者 平 転化するか 0. 4 10. ろ. 前 層 等 存、 隔。 その i. <u>V</u>. 地、 K を保持するため 0 が成立と な・ 条 間、 形 したがって、 内**、** 部、 ため、 V 件 市 成 . دورا べされ ٤. 場、 ヘシ を蓄積 市場、 1. 13 えよう。 て、 7 ら基盤を欠除して 中 ャ 商 を著: きた イプラ いる。 世 人が小商品 中 基、 Ó 都 諸規 世 ,<u>ii,</u> • 盤、 0 市 た問屋制は中世 悲• あ・ である。 ツ 都 l たらし 盤、 に・ ī. 制 ン 家 市 おいい を最 て、 フ Ó 0 生産者を下降把握するか ば ١ もつッン 収**、** 益、 て、 て・ とはい 初 あ N Va 0 )特徴 ٤, る Š 問、 から欠除していた。 さ**、** こ・ 屋制 所に ō. 0. 都 主要 であ フ 本, ٤ 市 により で・ 質、 ۴ 0 <u>\_</u>\_\_ ツンフトとは異った外見をもっている。 。 存、 立、 う。 白・ (は, 前, 源、 ۰ح 上 る 規 制 泉、 れ・ か 1/2 形成されたが、 山. 6 条件そのもの 期、 を・ 6 わ 0 流, 事実上 10 た・ 的 一者の 商、 商、 通, 創 る ヘラ iii. 業、 温, 設、 また、 対対 4: 相 資. 程、 の崩壊、 1 産 内経 で・ 違, 本、 二 で・ は外・ 成さ た. べ 0. ン あ・ 不 済 流、 0. ル ともにその 家 <sub>で</sub>る古、 莧、 ぇ と対 農村工業の自 逝, で・ 等, IJ のば 的 る シ あい 価、 ij., す、 交、 なも Ĕ 絹 外 Va あ 権 换, 織物 (J 経 **√**⊃ 1). 資, 10. のに 済 前 力、 5 水・ め・ ٤, 形 業 の二重 提 本・ 営• 結 Ł, または をと 0. 0 由 は 業、 合、 歷、 て・ ば な 小 あたらし ま、 展開 史、 あ た・ 的 る、 つ・ 品 小 営。 性、 て・ は 0 包

- 営業の自由の担い手を問屋制に求める見解はその正鵠を失しているといわねばなるまい。 を自己の経済的利益とするマニュファクチュアなのである。したがって、一八世紀ライン地方における事実上の、いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいのである。
- (1)Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. H. C. . Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 328~329. S. 361. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 153. ders., . 190.
- (2) Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 190~191 H. C. Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 330~331. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 153~154. ders.,
- (3)認をみていたからである (M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 154.)。したがって、この事件は没落しつつあったデュ 年にランデスヘルが中世都市内を除く全農村での自由な販売を許可し、この規定は一七〇五年、一九年の二度にわたって追 ン毛織物ツンフトの苦悩を現わしている。 この事件は裁判にもちこまれ、行商人に有利な判決が下された。 というのは、ユーリッヒ・ベルクでは、 すでに一六五四
- (4)H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. . 332
- (5)Ibid. S. 360. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 154.
- (6)Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 323. S. 359
- Scheibler und K. Wulfrath, a. a. O. S. 332. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S.
- (8)7 H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. ġ 338. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 154. S. 158
- (10)(9)M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 159 H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. Ś  $332 \sim 333$
- (11)M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 157

H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O.

(12)C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. Ç s. 334~336. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. ò 156. ders.,

Š

361

- Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 193
- (14)H. C. Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 362~374. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 156~157. ders,

Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 193~194

- (15)M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 157. ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 194
- ® M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 193
- (17) Scheibler und K. Wülfrath, a. a. O. S. 393~397. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S

### むすび

った。 都 に移行させ、 なりえたもっとも重要な理由をここに求めることができる。しかしまた、 Va 前提条件を内的に醸成してい 帯であるヴッパ 市におけるツン フ 八世紀のライン地方は、 ナポレオンによる『営業の自由』施行(ライン左岸では一八○三年、右岸では一八○九年)の意義は、 クチ 古い権力と結合して営業独占を自己の存立条件とするところのあたらしい問屋制を形成したのであ アは幼弱であり、 ー・タール、 フト 制度の残滓とともに、 た。 二 | (繊維工業を中心に考察した限りにおいて)小商品生産者層の一般的成立と先進 他方においては、小商品生産者層の成立をふまえつつも、 したがって、一九世紀において、 ダー・ラインにおけるマニュファ このあたらしい問屋制による営業独占を除去した点に認められると ライン・プロイセ クチュ 内部市場が狭隘であったために、 アの形成によって、『営業の自 ンがドイツの最先進地 蓄積基盤を隔 地 由 中世 マニ 帯 この 市 地

成、 《されつつあったとはいえ、下からのブルジョア革命によりかちとられたものではなく、フランス革命の所産をいいいい。 ア的 V うまでもなく、農民解放と営業の自由はブルジョア革命のプログラムの重要な局面であり、 [発展のための二つの礎柱なのである。ところで、ライン地方における営業の自由は、 その条件が内的 その後 ラブル 12. 醸

ア革命を完遂し、すでに産業革命のさなかにあったイギリスと、フランス革命を経過したフランスにたいするラ ナポレオンにより『営業の自由』として上から与えられたものであった。この点において、一七世紀にブルジョ

イン地方のブルジョア的発展のたち遅れが示されている。

八一四年にプロイセンに併合されたライン地方は、その後の発展においてドイツの最先進地帯を形成しつつ

ゆる プロ 一九世紀初頭に産業革命を完遂したイギリス資本主義の側圧のもとに、東エルベ社会構造を基底とするいわ シャ型』資本主義という規定に包摂されてゆくのであるが、この点については稿を改めて論じたい。